

児童福祉施設等における業務継続計画

(三丁目すまいる保育園)

法人名	社会福祉法人あゆみの会	代表者名	浅川 弘子
施設名 (施設類型)	三丁目すまいる保育園 (認可保育所)	管理者名	下田 貴史
所在地	埼玉県ふじみ野市上福岡 3-10-7	電話番号	049-257-6653
作成日	2024年4月1日	改訂日	2026年4月1日

(本ひな形を使用するに当たっての留意事項)

- ・ このひな形は、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業。以下「ガイドライン」という。)を踏まえて、児童福祉施設等で業務継続計画(以下「BCP」という。)を策定する際の参考として作成したものととなります。
- ・ このひな形は、児童福祉施設等におけるBCPにおいて策定することが有用と考えられる項目と主な記載内容を記載したものです。実際の策定に当たっては、ガイドラインの該当箇所を参照するようお願いいたします。
- ・ なお、このひな形は、児童福祉施設のBCPにおける「必要的記載事項」的なものを定める性格のものではありません。個々の施設の種別、施設の状況、既に策定されているBCPの内容等を踏まえて策定に努められるべきものであります。また、例えば、個々の施設の状況等に応じて、このひな形や他に参考とする業務継続計画等で記載されている項目を段階的に埋めていくといった形で策定することもあり得ると考えています。

I 総則	1
1 想定するリスク	1
2 策定の目的	2
3 本計画の位置づけ	2
4 本計画の目標	2
5 本BCPの主管部門(主任担当者等)	3
II 事前対策	3
1 感染症・自然災害共通事項	3
(1) 地域との連携の推進	3
(2) 防災組織の体制構築	4
(3) 職員の安否確認	5
(4) 人員確保	5
(5) 保護者との連携	6
(6) 関係各所との連携・情報収集	6
(7) 入退館管理	8
2 感染症に係る事前の対策	8
(1) 優先的に実施する業務	8
(2) 備品の確保	8
(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討	8
(4) 職員の体調管理	9
(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理	9
3 自然災害の事前対策	9
(1) 非常時に優先的に実施する業務	9
(2) 施設のリスク	10
① 立地条件	10
② 避難場所、避難経路	10
③ 避難誘導	10
④ ライフラインの対応策	10
⑤ 備蓄品	12
⑥ 非常用の持ち出し品・重要書類	12
III BCP発動時の対策	13
1 感染症にBCP発動時の対策	13
(1) 感染症発生時の事前対策	13

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時	13
(3) 感染の可能性が高い者の発生時	14
(4) 感染者発生時.....	14
(5) 通常業務の再開.....	15
(6) 不足する職員の支援対策の実施.....	15
(7) 人的応援と受け入れ.....	15
2 自然災害発生時の対応	16
(1) 地震.....	16
①発災時の時間経過別の対応	16
②災害時の地域ニーズへの対応	16
(2) 風水害.....	17
①事前の対策	17
②発災時の時間経過別の対応	17
③災害時の地域ニーズへの対応	17
IV BCPの検証.....	17
I BCPの検証.....	17

I 総則

I 想定するリスク

東京湾北部地震を想定

交通被害

道路・橋梁・鉄道別紙参照

ライフライン

水:ふじみ野市 1日後の断水人口

平成 19 年の規模の想定で 46,983 人 平成25年の規模想定で 21,688 人

電気:埼玉県全体で、冬 5 時 8m/s のケースで 51,140 世帯(停電率 1.80%)

夏 12 時 8m/s のケースで 51,537 世帯(停電率 1.81%)

冬 18 時 8m/s のケースで 52,970 世帯(停電率 1.86%)の停電が発生し、火災のケースによる被害の差は少ない。

ガス:埼玉県全体で、775,111 件(供給停止率 55.1%)のガス供給停止が発生する。

・都市ガスの供給エリアは震源に近い県南東部に集中しているため、多くのブロックで供給停止が発生する。

通信:埼玉県全体で、冬 5 時 8m/s のケースで 1,872 回線(不通率 0.07%)

夏 12 時 8m/s のケースで 2,167 回線(不通率 0.08%)

冬 18 時 8m/s のケースで 3,238 回線(不通率 0.12%)の停電が発生し、火災危険度が比較的高い冬 18 時のケースにおいて

被害が若干大きくなっている。

※「ガイドライン5ページ 1.1:想定されるリスク」を参照し、感染症(新型コロナウイルス感染症など)、自然災害(地震、風水害について、自治体から公表されている被災想定を記載。施設が所在するハザードマップを掲載することも望ましい。)について、本BCPの「Ⅲ BCP発動時の対策」で定める業務継続のための非常時対策の発動の基準となるリスク想定を記載します。

2 策定の目的

- ① 園児及び職員の生命を守り、継続的、安定的に保育を提供する。
- ② 地域の災害拠点となる。
- ③ 社会的な責任

災害緊急事態の発生においても社会的に必要とされる保育サービスの提供を目指

※「ガイドライン6ページ 1.4:リスクに応じた BCP の基礎知識」も適宜確認した上で、「ガイドライン 5ページ 1.2.1:目的」を参照し、「施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える」といった、本BCPを策定する目的を記載します。

3 本計画の位置づけ

災害時などの非常時を前提として、継続する業務を明確化する。

※「ガイドライン6ページ 1.2.2:BCPの位置づけ」を参照し、施設で既に策定している消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画など、他の非常時・災害時の対応についての計画と本BCPとの関係（災害時等の非常時に業務を継続するために必要な業務を明確化するもの、必要な業務について非常時（ライフラインが制限される状況や職員が少ない状況）に業務継続できるようにするための事前の必要な準備を行うものであること等）を記載します。

4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

※「ガイドライン6ページ 1.3:BCPの目標」を参照し、①利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保、②子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保、③施設機能の維持、④早期復旧・再開を念頭に本BCPにより達成する目標を記載します。「2 策定の目的」と合わせて記載することも可能です。

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

策定：主任保育士

実施：副主任保育士

検証：安全委員会、ワーキングチーム担当者

見直し：主任保育士・副主任保育士

※本BCPの策定、実施、検証、見直しを担当する部門、担当者の役職等を記載します。

II 事前対策

このIIでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

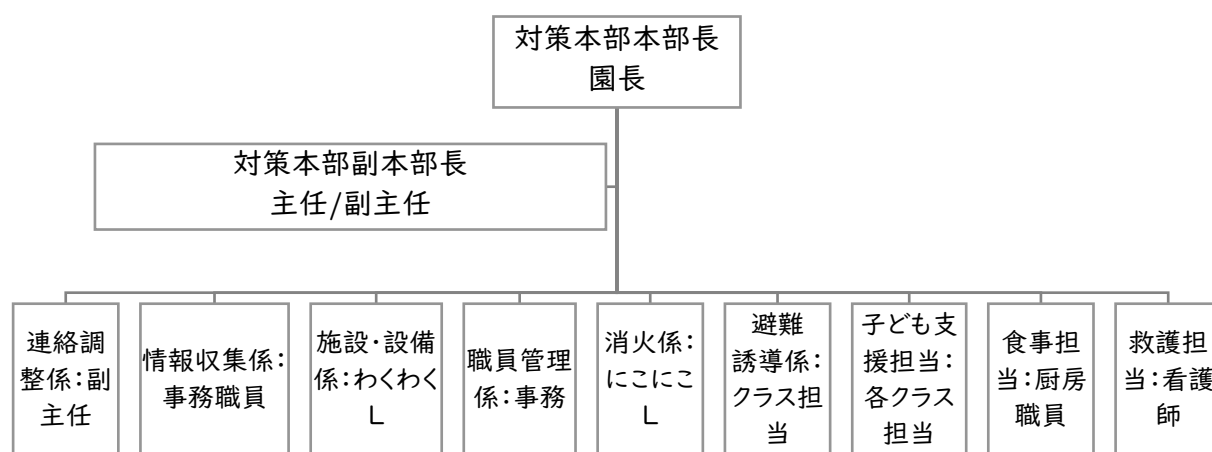
I 感染症・自然災害共通事項

(I) 地域との連携の推進

- ・園の掲示板を通して、日頃より保育園の状況を伝えている。また、園行事に地域の方の参加を促したり、地域の方と一緒に園行事を行うことで、連携を図れるようにする。
- ・協議体などを通して、自治会との連携を図り、様々なイベントに参加している。
- ・地域の防災訓練などへの参加依頼があれば、参加する。

※「ガイドライン10ページ 2.1.1:地域との連携」を参照し、施設のある地域の地区防災計画、施設・法人と地域との防災協定、福祉避難所の指定等があればその内容を記載し、自治体、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していくこと等を記載します。

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	園長	主任
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	主任・副主任	クラス L
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	副主任	クラス L
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情 報収集を担当する	事務職員	にこクラス担当
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	わくわくリーダー	わくクラス担当
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	事務職員	にこクラス担当
消火係	初期消火の実施	にこにこリーダー	にこクラス担当
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘導	各クラス担当	各クラス担当
利用する子 ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	各クラス担当	各クラス担当
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	厨房職員	事務職員
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投薬 感染予防 負傷者の処置	看護師	主任・副主任

※「ガイドライン10ページ2.1.2:防災組織の体制構築」、「参考—1ページ参考資料1:非常時の防災組織図(例)、参考資料2:非常時の防災組織体制(例)」を参照し、施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載します。

(3) 職員の安否確認

【施設内】

地震の避難訓練のマニュアルによる

【自宅等】

・次の手段で安否の一報を入れる。

三丁目ライン・メール

電話・ライン・メールが使用できないときは災害伝言ダイヤルに録音

※報告事項:自身、家族が無事かどうか。出勤の可否

※「ガイドライン11ページ2.1.3、I:職員安全確保」を参照し、職員の安否確認を速やかに行うこと、職員の安否確認の方法、体調管理の方法等を記載します。

(4) 人員確保

【参集予定人数】10名

・市内在住、もしくは10km圏内在住職員の中で、小学生以下の子どもがいない職員

・園長、副園長、主任、副主任は10km圏外でも参集

以下のような状況の場合は無理に出勤の必要はないものとする。

・自身や家族が死傷した場合

・自宅が被災した場合

・通勤に危険が伴う場合

※「ガイドライン11～13ページ2.1.3、II:人員確保の手段の検討」を参照し、施設へのアクセス状況が悪化している場合を想定した職員の参集の可否、職員の参集ルール、夜間の発災時の人員不足への対応、人手不足の場合の対応、人的応援・物的応援の受入れ方針・体制等を記載します。

(5) 保護者との連携

保育アプリ：一斉連絡機能(平常時も使用) 待ちコミ 災害伝言ダイヤル：定期の避難訓練時に試験運用をし、保護者に周知する。 SNS ホームページ 緊急引き渡しカード：日常のお迎え者、災害時の引き渡し者の明記

※「ガイドライン14～15ページ 2.1.4、I：保護者との連携」を参照し、施設内の子どもの無事を確認して保護者に状況を報告するための伝達方法、保護者へ事前に周知することや周知方法等を記載します。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
行政	ふじみ野市役所	保育課	049-262-9035	メール
	朝霞児童相談所		049-223-4152	子どもそれぞれの連絡先
	朝霞保健所		048-461-0468	
	入間東部地区消防組合消防本部西消防署		049-267-0119	
	東入間警察署		049-269-0110	
緊急 避難先	福岡中学校		049-261-0142	
	駒西小学校		049-261-5915	
医療	嘱託医：立麻医院		049-261-1182	
	その他	病院一覧参照		
防災	大熊防災		049-261-4001	
	セコム川越統括支社		049-245-6661	
(設備等) その他	浅間商事(通信関係)		04-2995-2104	
	サト商(水道)		03-3993-5265	
	東京電力		0120-995-442	

	武州ガス		049-241-9000	
	NTT		0120-506-100	
	ホシザキ(厨房設備)		04-2943-0571	
	三菱電機エレベーター		04-2994-1194	
	増木工業		048-477-2446	

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	埼玉県 防災情報のページ	検索:埼玉県防災ポータルサイト
	ふじみ野市 防災情報のページ	検索:ふじみ野市防災
自治体	ふじみ野市 ホームページ	https://www.city.fujimino.saitama.jp/
	埼玉県 ホームページ	https://www.pref.saitama.lg.jp/
	ふじみ野市保育課	049-262-9035
ライフライン	ふじみ野市水道サービスセンター	049-220-2077
	東京電力	0120-995-442
	武州ガス	049-241-9000

※「ガイドライン15ページ 2.1.4、Ⅱ:関係各所との連携・情報収集」「参考—2, 3ページ参考資料 3:連絡先一覧(例)、参考資料4:情報収集先一覧(例)」を参照し、災害時・感染症発生時の関係各所への連絡先、情報収集先を洗い出して記載します。

(7) 入退館管理

- ・保育アプリにて確認
- ・健康管理表にて確認
- ・お迎えについては、緊急連絡票

※「ガイドライン15ページ 2.1.5:入退館管理」を参照し、非常時に施設内にいる子どもや保護者を把握するため、入館者の管理方法等について検討して記載します。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

- ①感染症が発生した場合でも基本的に保育を継続する。
- ②ふじみ野市保育課からの通達による。

※「ガイドライン16ページ 2.2.1:非常時に優先的に実施する業務の整理、参考—4ページ参考資料5:新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務(入所施設例)、参考—5ページ参考資料6:新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務(通所施設例)」を参照し、非常時に優先的に実施する業務(感染症の予防および生命維持のための業務(排泄・食事・医療的配慮等))を地域や施設内の感染症拡大状況に応じて整理して記載します。

(2) 備品の確保

※別紙参照

※「ガイドライン16ページ 2.2.2:備品の確保」を参照し、必要な備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

発熱や感染症の疑いがある園児は、他の園児と接触しないように、保育室から事務所へ隔離し、検温・体調の変化に注視し記録する。
また、保護者へ連絡し、お迎えの要請、医療機関への受診を依頼する。

※「ガイドライン17ページ 2.2.3:感染が疑われる症状がある者・感染者等発生時のためのゾーニングの検討」を参照し、感染が疑われる症状がある者や感染者等発生時に施設内のゾーニングを行うこと、施設内のゾーニングの方法を記載します。

(4) 職員の体調管理

体調が優れない場合は、管理者に報告し、医療機関へ受診する。
職員やその家族が感染症と診断された場合は、管理者に報告する。
感染した職員やその家族の出勤停止日数などは医師の指示に従う。

※「ガイドライン18ページ 2.2.4:職員の体調管理、参考—6ページ参考資料7-1:体調チェックシート(職員用)」を参照し、本BCPが対象としている感染症が国内で発生している状況において、職員の体調把握等を行うことやその方法等について記載します。

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

登園時、園児の体調の聞き取りを実施し、保育中も園児の体調に気を配る。
園児の体調が優れない場合は、保護者へ連絡し、お迎えの要請、医療機関への受診を依頼する。
登園人数を把握し、発熱や感染症などの病欠人数を感染症ボードに記載・掲示し、保護者に注意喚起する。
地域で感染拡大している場合は、外部からの立ち入りを制限し、感染拡大防止の措置をとる。

※「ガイドライン18ページ 2.2.5:施設を利用する子どもや入館者の体調管理・入退館管理、参考—7ページ参考資料7-2:体調チェックシート(入館者用)」を参照し、本BCPが対象としている感染症が国内で発生している状況において、利用する子ども、出入り業者等の入退館管理、体調把握等を行うことやその方法等について記載します。

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

(1) 通常保育の継続 水道、電気が復旧してから。
災害発生時、お迎えに来られない園児の保育を継続する。

※「ガイドライン18～19ページ 2.3.1:非常時に優先的に実施する業務の整理、参考—8ページ参考資料8:新型災害時の優先業務(入所施設例)、参考—9ページ参考資料9:災害時の優先業務(通所施設例)」を参照し、非常時に優先的に実施する業務(「生命維持のための業務(排泄・食事・医療的配慮等)」、「防寒・防暑対策」、「宿泊対応」等)を災害発生タイムラインに応じて整理して記載します。

(2) 施設のリスク

① 立地条件

水害：水害地域指定なし
地震：揺れやすさ⇒震度6弱
液状化⇒極めて低い

※「ガイドライン20ページ 2.3.2、Ⅰ：立地条件の確認」を参照し、自治体が公表しているハザードマップなどを活用し、施設の立地条件、災害時のリスク等を記載します。

② 避難場所、避難経路

・地震：福岡中学校
＊詳細については別紙参照

※「ガイドライン20ページ 2.3.2、Ⅱ：避難場所の確認、Ⅲ：避難経路の確認」を参照し、避難場所の安全性の確認状況、複数の避難場所の想定、避難経路の安全性の確認状況、複数の避難経路の想定等を記載します。

④ 避難誘導

・徒歩、おんぶ、抱っこ、避難車

※「ガイドライン20ページ2.3.2、Ⅳ：避難誘導の検討」を参照し、施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導の方法等を記載します。

⑤ ライフラインの対応策

水道が止まった場合
飲料水：
災害備蓄品の活用：500ml×150本 2ℓ×10本程度 3日分
給水車による水の配給がある場合
生活用水
雨水タンクの設置
ポリタンクの用意 18ℓ×3
ろ過(浄水器)の利用

電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器(テレビ・インターネットなど)	蓄電池の使用
冷蔵庫・冷凍庫(夏場に関しては、暑さ対策としてアイスノン、氷のうを用意する)	蓄電池の使用
空調設備(暖房)	カセットストーブ・アルミブランケット・毛布・寝袋
照明器具	懐中電灯、蓄電池2台・乾電池

3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットコンロで対応

※「ガイドライン21ページ2.3.3:ライフラインの対応策の検討」を参照し、停電、断水、ガス停止の際の対応策を記載します。

⑤備蓄品

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

別紙参照

【医薬品・衛生用品・日用品】

別紙参照

【備品】

別紙参照

※「ガイドライン21ページ 2.3.4:備蓄品の確保」を参照し、優先業務を最低3日間継続できるための食料品、医薬品、寝具といった備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

⑥ 非常用の持ち出し品・重要書類

避難所へ避難する場合は、備蓄品より人数に合わせて、持ち出す。

重要書類

家庭連絡調査票

健康保険証

※「ガイドライン22ページ 2.3.5:非常用持ち出し品・重要書類の確認」を参照し、非常用の持ち出し品・重要書類を確認し、非常時に持ち出せるようにしておくこと、持ち出す品・書類やその量等を記載します。

Ⅲ BCP発動時の対策

Ⅰ 感染症にBCP発動時の対策

(Ⅰ) 感染症発生時の事前対策

【国内発生早期（国内で感染者が確認されたが埼玉県内では発生していない状況）】
情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に、BCPの見直しや備品の補充などの備え行動を開始する。

【国内感染期（各都道府県で感染者が発生している状況）】
手洗いや手指消毒・マスク着用などの感染予防対策を実施し、来園者の管理を行い疫学調査に対応できるようにする。

【地域感染期（一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況・地域での感染者が発生し増加している状況）】
外部からの立ち入りを制限したり、行事等を延期し、感染拡大防止の措置をとる。

※「ガイドライン23ページ 3.1.1:事前の対策、参考—4ページ参考資料5:新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務（入所施設例）、参考—5ページ参考資料6:新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務（通所施設例）」を参照し、海外・国内・地域でBCPの対象となる感染症が発生したが、施設内で感染又は感染が疑われる事例が発生していない段階で実施する対策について、その状況に応じて、記載します。

(Ⅱ) 感染が疑われる症状がある者の発生時

【職員】

感染が疑われる症状がある職員は、管理者へ報告し、医療機関へ受診する。

【園児】

（登園時）

感染が疑われる症状がある園児は、すみやかに医療機関への受診を依頼する。

（保育中）

感染が疑われる症状がある園児は、他の園児と接触しないよう事務所へ隔離し、検温・体調の変化に注視し記録する。

また、保護者へ連絡し、お迎えの要請、医療機関への受診を依頼する。

当該園児が使用したスペースやおもちゃなどの消毒・換気を行う。

嘔吐物がある場合は「嘔吐処理マニュアル」にて嘔吐処理を実施する。

当該園児が使用したスペースやおもちゃなどの消毒・換気を行う。

※「ガイドライン23ページ3.1.2:感染が疑われる症状がある者の発生時の対応、参考—4ページ参考資料5、参考—5ページ参考資料6」を参照し、施設を利用する子どもや施設の職員で感染が疑われる症状がある者の発生時の対応について、「3.1.5:感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ」の内容も参考に記載します。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

【職員】

感染が疑われる症状がある職員は、管理者へ報告し、医療機関へ受診する。

職員間で情報共有をし、接触した職員を特定する。

手洗い・手指消毒・マスクの着用を徹底する。

【園児】

(登園時)

感染が疑われる症状がある園児は、すみやかに医療機関への受診を依頼する。

(保育中)

感染が疑われる症状がある園児は、他の園児と接触しないよう事務所へ隔離し、検温・体調の変化に注視し記録する。

また、保護者へ連絡し、お迎えの要請、医療機関への受診を依頼する。

嘔吐物がある場合は「嘔吐処理マニュアル」にて嘔吐処理を実施する。

当該園児が使用したスペースやおもちゃなどの消毒・換気を行う。

※「ガイドライン24ページ 3.1.3:感染の可能性が高い者の発生時の対応、参考—4ページ参考資料5、参考—5ページ参考資料6」を参照し、施設を利用する子どもや施設の職員で感染の可能性が高い者の発生時の対応について、「3.1.5:感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ」の内容も参考に記載します。

(4) 感染者発生時

【職員】

医師の指示に従い治療に専念する。

全職員、手洗い・手指消毒・マスクの着用などを徹底する。

園内の消毒・換気を徹底する。

職員間で情報共有し、接触した職員を特定、体調の変化に注視し、感染拡大の傾向を確認する。

【園児】

医療機関受診結果と体調を確認し、「登園届」「登園許可書」の提出を依頼する。

医師の登園許可が出るまでは出席停止とする。

園内の消毒・換気を徹底する。

当該園児と接触した園児を特定し、体調の変化に注視し、感染拡大の傾向を確認する。
当該園児が使用したスペースやおもちゃなどの消毒・換気を行う。
感染者が10名以上いる場合は、ふじみ野市に報告する。また、コドモンにて病欠人数などを配信し、保護者に注意喚起する。
さらに感染者が増えた場合や、地域で感染拡大している場合は、通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続の為の対策を開始する。

※「ガイドライン25ページ 3.1.4:感染者発生時の対応、参考—4ページ参考資料5、参考—5ページ参考資料6」を参照し、施設を利用する子どもや施設の職員に感染者が発生した時の対応について、「3.1.5:感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ」の内容も参考に記載します。

(5) 通常業務の再開

職員や園児の感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合は、少しずつ通常業務へ戻す。
地域の状況を含めて、通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCPに基づいた業務継続の為の対策を終了する。

※「ガイドライン27ページ 3.1.6:通常業務の再開」を参照し、施設内での感染者や感染の可能性の高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務を再開し、一定継続可能となった場合にはBCPに基づいた業務継続のための対策を終了する旨記載します。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

職員の感染等により職員が不足した場合は、施設内での勤務調整、姉妹園と連携し人員確保に努める。

※「ガイドライン27ページ 3.1.7:不足する職員の支援対策の実施」を参照し、職員が不足する状況となったときを想定し、施設内での勤務調整、法人内での人員確保、(7)の人的応援の受け入れや自治体への相談等について検討し、その内容及び職員が不足する状況となったときには検討した不足職員の支援対策を実施すること等を記載します。

(7) 人的応援と受け入れ

感染症の拡大時は、施設内よりも外部から感染症が持ち込まれることによって施設で感染が広がる可能性があるため、職員の不足状況と外部からの感染のリスクを考慮して、人的応援を受け入れるか判断する。

検温や体調の聞き取りを行い、感染の疑いのないことを確認してから受け入れる。
少しでも感染の疑いがある場合は受け入れない。

※「ガイドライン28ページ 3.1.8:人的応援と受け入れ」を参照し、感染症拡大時の外部からの人的応援や実習生の受け入れについて、職員の不足の状況と受け入れた場合のリスク等を考慮して受け入れを判断すること、受け入れる場合の体調管理の方法や対応してもらうことを想定する業務等を記載します。

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

① 発災時の時間経過別の対応

・ふじみ野市のガイドラインに基づき対応する。((2) 地震発生時の場合)

発生～発生直後

・自衛消防訓練(引き渡し訓練を含む)に基づき対応する。

臨時休園した場合

・施設の安全確保、ライフラインの状況、職員の勤務体制の状況、給食提供の有無、その他近隣の被害状況を確認し通常保育を再開

(法人本部と協議、保護者連絡、ふじみ野市へ報告)

※「ガイドライン29～30ページ 3.2.1:発災から時間経過別の対応、参考—8ページ参考資料8:災害時の優先業務(入所施設例)、参考—9ページ参考資料9:災害時の優先業務(通所施設例)」を参照し、本計画で想定しているリスクに該当する程度の地震の発生から時間経過別の対応について記載します。

② 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、以下の優先順位で、地域の救援活動を行う。

第一:利用する子どもの安全確保と養護

第二:地域の被災者への救援活動

第三:市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

※「ガイドライン31ページ 3.2.2:災害時の地域ニーズの対応」を参照し、施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

(2) 風水害

① 事前の対策

- ・自然災害発生時における業務継続計画に基づいて対応する

※「ガイドライン31ページ 3.3.1:事前の対策」を参照し、気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を理解し、避難のタイミング等を事前に検討し、記載します。ほか、風水害時等への事前の備えを行う場合も記載します。

② 発災時の時間経過別の対応

- ・自然災害発生時における業務継続計画に基づいて対応する
- ・ふじみ野市のガイドラインに基づき対応する。

※「ガイドライン32～33ページ 3.3.2:発災から時間経過別の対応、参考—8ページ参考資料8:災害時の優先業務(入所施設例)、参考—9ページ参考資料9:災害時の優先業務(通所施設例)」を参照し、施設が被災する可能性のある災害が発災した場合の時間経過別の対応について記載します。

③ 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、以下の優先順位で、地域の救援活動を行う。

第一:利用する子どもの安全確保と養護

第二:地域の被災者への救援活動

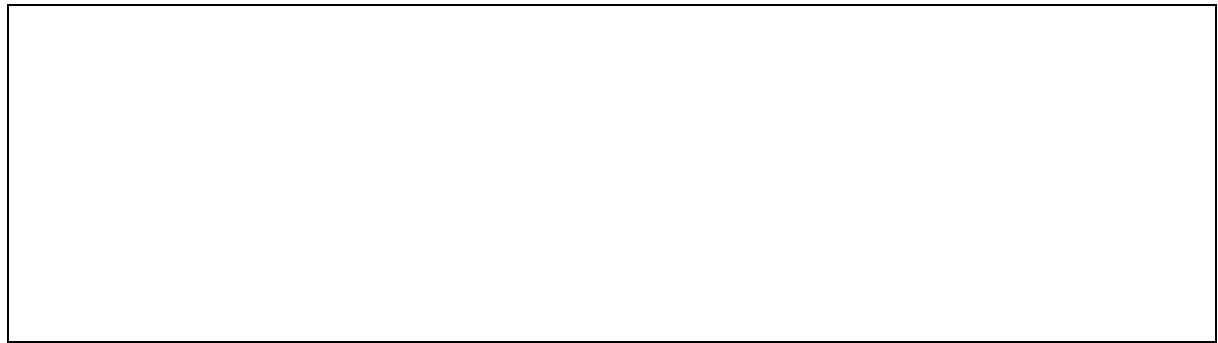
第三:市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

※ガイドライン33ページ 3.3.3:(ガイドライン31ページ 3.2.2:災害時の地域ニーズの対応及び上記Ⅲ2(1)②)を参照し、施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

IV BCPの検証

I BCPの検証

- ・月1回の自衛消防訓練、年2回の総合防災訓練などの反省を基に、対応を見直す。



※「ガイドライン34ページ4.1:PDCA サイクルと業務継続マネジメント、35ページ表4-1:避難訓練の事例」を参照し、BCPに基づき計画した事項の実施、計画の周知・教育、災害ケースに応じた訓練（避難訓練）の実施、その上でBCPの課題の洗い出し、見直し・改善等のBCPの更新を行うことについて記載します。